

12月1日から下顎6番CAD/CAM冠保険導入

保険点数 技術料は1,723点(1,200点+CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)523点)

※ 補管の対象となる。(金属アレルギー理由では補管対象外のまま変更無)

適応範囲 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において下顎第一大臼歯に使用する場合に限定。

レセプト記載要領

小白歯に対するCAD/CAM冠は、「歯CAD」の項に点数及び回数を記載する。
大白歯にCAD/CAM冠を用いた場合は、「その他」欄に「歯CAD(大)」と表示し、部位、点数及び回数を記載する。なお、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者の大白歯に用いた場合は、「摘要」欄に紹介元保険医療機関名を記載する。

使用できる材料

これまでの小白歯に使用するものをCAD/CAM冠用材料(Ⅰ)。今回保険導入された大白歯に使用するものは、CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)と区分された。

CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)を大白歯に使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理すること(診療録に貼付する等)。

なお、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者の大白歯に使用する材料は、平成30年3月31日までの間に限りCAD/CAM冠用材料(Ⅰ)も使用し算定できる。

CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)の機能区分材料定義：①シリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計の質量分率が70%以上であること。②ビッカース硬さが75HV0.2以上であること。③37℃の水中に7日間浸漬後の3点曲げ強さが240MPa以上であること。④37℃の水中に7日間浸漬後の吸水量が20μg/mm²以下であること。

※12月1日現在、CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)の材料は「セラスマート300」(株)ジーデンタルプロダクツのみ。

※CAD/CAM冠の算定は、近畿厚生局兵庫事務所へ施設基準の届出が必要です。すでに届出をしている先生で、歯科技工所を追加、変更する場合には、その旨を記載した届出が必要ですのでご注意ください。